

# 運輸安全マネジメントに関する取組みについて(案)

西東京バス株式会社

当社は、輸送の安全を確保するために、以下のとおり全社員が一丸となって取り組んでおります。

## I. 輸送の安全に関する基本的な方針 当社の運輸安全方針を次のとおり定めます

### 運輸安全方針

西東京バスは、旅客自動車運送事業にとって最も重要な「輸送の安全の確保」のため、会社全体で運輸安全マネジメント態勢(マネジメントシステム)を確実に実施し、維持し、絶えず輸送の安全性の向上に努め、社会的責任を果たしていく。

### 方 策

- (1) 会社をあげて運輸安全マネジメント態勢(マネジメントシステム)に取り組み、継続的に改善する。
- (2) 輸送の安全に関する関係法令及び「安全管理規程」等社内規程を明確にし、これを遵守する。
- (3) 次に掲げる事項について、輸送の安全重点施策(輸送安全目標、輸送安全計画)を設定し、見直す枠組みとする。  
「有責事故を撲滅する」
- (4) 全社員に、輸送の安全が最重要であることについて自覚させるため、教育等を通じて運輸安全方針を周知徹底する。
- (5) 運輸安全方針及び輸送の安全に関する情報について、積極的に公表する。

## II. 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況 2015年度目標および目標の達成状況

- (1) 有責事故件数 当初目標80件以下[アンダー80]、  
見直目標99件以下[アンダー99]

※ 輸送の安全に関する目標について、当初目標では有責事故件数を「全社で80件以下」として設定したものの、12月28日に目標の達成が不可能となったため、新たに「全社で99件以下」の見直し目標を設定した。

2015年度の有責事故件数は108件、対前年18件増、20.0%となり、当初目標[全社で80件以下]、見直目標[全社で99件以下]ともに達成出来なかった。

- (2) 有責人身事故件数 半減[年度目標8件以下]  
特に、勤続20年以上の者は、有責人身事故件数ゼロ

2015年度の有責人身事故件数は13件であり、目標は達成できなかったものの、対前年4件減、▲23.5%となり、2008年度以降、最大の減少件数、減少率となった。

また、勤続20年以上の者の有責人身事故件数は、2015年度は3件となり、目標の達成はできなかったものの、対前年3件減、▲50.0%となり大幅に削減した。

### Ⅲ. 自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計

#### 2015年度自動車事故報告

報告事故 5件(対前年+1件)  
車両故障 35件(対前年△18件)

### Ⅳ. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統については、別掲のとおりです。(資料-1)

### Ⅴ. 輸送の安全に関する重点施策

#### (1)2016年度運輸安全目標

##### (1)有責事故件数【アンダー97】

特に、車庫・折返場内の後退事故は20%以上削減

##### (2)有責人身事故件数【アンダー10】

特に、高齢者が負傷する有責人身事故は50%以上削減

#### (2)2016年度輸送の安全に関する計画

輸送の安全に関する2016年度目標を達成するために、以下の計画を策定いたしました。

#### 1. 「輸送の安全の確保」が最も重要であるという意識徹底の施策【社長以下の役員の安全性向上の取り組み】

- (1) 早朝点呼立会の実施(毎月22日【無事故宣言の日】)  
社長、安全統括管理者以下役員による早朝点呼立会の実施
- (2) 街頭立会の実施(毎月10日【動作基準確認日】)  
社長、安全統括管理者以下役員による街頭立会の実施
- (3) 全社員を対象とした労務懇談会(双方向コミュニケーション)の実施
- (4) 職場巡視の実施
- (5) 多客シーズン輸送時の現場巡視の実施
  - ① 社長、安全統括管理者の職場巡視・現場巡視の実施
  - ② 営業部長の職場巡視・現場巡視の実施
- (6) 管理職と社長の懇談会(双方向コミュニケーション)の実施

2. 2016年度運輸安全重点施策に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うための施策

(1) 機器導入等【857, 457千円】

- ① 運転の負担を軽減した新型車両の導入
- ② PCS(衝突被害軽減ブレーキシステム)などを装備した新型車両の導入
- ③ 氷川営業所の建設(運行管理機能の強化)
- ④ バスロケーションシステムの追加導入
- ⑤ デジタコ・ドラレコ一体型機器の導入(観光車両)
- ⑥ 改善基準対応システム導入、乗務員台帳システム改修
- ⑦ 雪害対策用のホイールローダー自社保有
- ⑧ ネットワークカメラ、営業所レコーダーの追加導入

(2) 研修・教育費用【37, 562千円】

- ① 営業担当員定期研修
  - ア 一般営業担当員向けカリキュラム
  - イ 入社6年未満の営業担当員向けカリキュラム
  - ウ 60歳以上のシニア営業担当員向けカリキュラム
- ② 入社年次別フォローアップ研修
  - ア 独車後の営業担当員向けカリキュラム
  - イ 入社1～2年次の営業担当員向けカリキュラム
  - ウ 入社3～4年次の営業担当員向けカリキュラム
  - エ 入社5～6年次の営業担当員向けカリキュラム
- ③ 指導営業担当員研修
- ④ 高速バス従事者研修
- ⑤ 観光バス従事者研修
- ⑥ 有責事故惹起者研修
- ⑦ 運転適性診断(運転者)
- ⑧ 当社独自の運行管理者研修
  - ア 統括運行管理者・運輸安全マネジメント中核人材向け研修
  - イ 運行管理者向け研修
  - ウ ヒヤリハットWG(ワーキング・グループ)
- ⑨ 運行管理者向け外部研修(運行管理者一般・基礎講習)
- ⑩ 運行管理者向け外部研修(その他の講習など)
- ⑪ 飲酒運転防止インストラクター講習
- ⑫ 運転適性診断結果の活用方法(運行管理者)
- ⑬ 内部監査員研修
- ⑭ 整備管理者研修
- ⑮ 整備主任者研修など
- ⑯ 当社独自の整備管理者研修、大型運転実習など
- ⑰ 運転適性診断(車両回送に従事する整備士)

(3) その他(事故防止対策・運行管理対策費用等)【8, 866千円】

- ① 健康リスクの管理費用(健康起因事故の未然防止)
  - ア SAS(睡眠時無呼吸症候群検査)、脳ドック検診費用
- ② 遠隔地での厳正な点呼執行を強化するための費用

- ア 遠隔地点呼システム
- ③ その他安全対策のための費用
  - ア 運転環境の整備費
  - イ 事故防止対策費(事故防止対策委員会で決議した安全施策のための費用)



モバイルアルコールチェッカー

3. 輸送の安全に関するチェックのための内部監査を実施し、必要な是正措置又は予防措置を講じるための施策

- (1) 2015年度内部監査フォローアップ確認の実施
- (2) 2016年度内部監査の実施(改善事項は2017年度計画に反映させる)
- (3) 整備部門(指定工場)の内部監査の実施
- (4) マニュアル等の年度改定の実施

4. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有するための施策

- (1) 情報伝達体制の定期的な見直し
- (2) 事故防止対策委員会、エコドライブ推進委員会および飲酒運転防止対策委員会の定期的な開催と活動
  - ① 事故防止対策委員会での事故傾向分析と対策案の決定
  - ② 飲酒運転防止対策委員会での傾向分析と対策案の決定
  - ③ エコドライブ推進委員会におけるデジタルタコグラフ活用(より高いレベルのエコドライブを実現するための、エンジン回転数、速度等の設定変更を実施)
- (3) ドライブレコーダーの情報活用(事故防止の教育教材として)
- (4) ヒヤリハット情報の活用
- (5) 輸送の安全に関する啓蒙活動
  - ① 当社事事故事例の掲出とチーム会議での分析
  - ② 国土交通省情報、マスコミ情報等による同業他社や他の交通事業での事故等の情報の掲出
  - ③ セーフティ・ドライバーコンテストへの参加
  - ④ アルコール検知器反応者の家族への協力依頼と啓蒙の実施

## 5. 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画

### (1) 営業担当員の研修

#### 【集合研修・教育】

- ① 営業担当員定期研修  
運輸安全マネジメント取り組み状況説明、事故防止のための基本動作実践、苦情防止と接遇の実践、エコドライブ実践、ドライブレコーダー映像による教育等について、各階層別カリキュラムにて実施
- ② 年次別フォローアップ研修  
事故防止講習会、接遇講習会ほか、総合的な人材力強化を目的とした教育を、各階層別のカリキュラムにて実施
- ③ 指導営業担当員研修
- ④ 高速バス従事者研修
- ⑤ 観光バス従事者研修
- ⑥ 有責事故惹起者研修
- ⑦ 入社時研修
- ⑧ チーム会議での事故防止教育、ヒヤリハット情報の周知、安全日報(デジタルタコグラフ)を活用したエコドライブの推進活動
- ⑨ 所轄警察署による教育  
所轄警察署による安全講習会の実施(交通安全運動期間中)
- ⑩ 飲酒防止教育  
飲酒運転防止対策委員会の定期開催と、飲酒運転防止インストラクターによる集合・個別指導教育の実施、外部講習(セルフケアスクール)への参加



地元警察署とのテロ対策合同訓練

#### 【個別指導】

- ① 当社独自の指導プログラムによる有責事故惹起者に対する教育指導
- ② 適性診断活用講座(NASVA)を受講した運行管理者および本社主管部署による、一般適性診断(ナスバネット)の個別指導教育を実施
- ③ 安全日報(デジタルタコグラフ)を活用した運行管理者、指導営業担当員による日々のアドバイスおよび指導の実施
- ④ 日常点検指導  
整備管理者による日常点検立会指導の実施

## (2) 運行管理者の研修

### 【集合教育】

- ① 当社独自の統括運行管理者・運行管理者研修
  - ア 統括運行管理者勉強会
  - イ 運行管理者向け研修
  - ウ ヒヤリハットWG(ワーキング・グループ)
- ② 当社独自の事故処理研修
- ③ 外部機関による運行管理者研修

### 【個別教育・講習会】

- ① 運行管理者一般講習(運行管理者および補助者)
- ② 運行管理者基礎講習
- ③ 適性診断活用講座
- ④ 内部監査員研修
- ⑤ 飲酒運転防止インストラクター講習
  - ア 養成講座
  - イ スキルアップ講座
- ⑥ 外部研修・講習への積極的参加

## (3) 整備士の研修

- ① 整備管理者研修
  - ア 社内研修
  - イ 社外研修
- ② 整備主任者研修
- ③ 自動車検査員研修
- ④ 危険物保安監督者講習
- ⑤ 整備士資格取得新制度による取得支援
- ⑥ 整備士大型車運転実習
- ⑦ 外部研修・講習への積極的参加

## 6. その他の施策

### (1) 健康管理

- ① 健康診断の実施(定期健康診断、特定業務従事者健康診断)
- ② 要健康管理者の管理
  - ア 高血圧管理者の管理(乗務前の血圧測定の実施)
  - イ 所長、副所長、衛生管理者による問診の実施
- ③ 睡眠時無呼吸症候群(SAS)の管理
  - ア SAS検査の受診(全運転者を対象とする)
  - イ 長期的な視点による検査計画の策定と確実な受診
- ④ 脳ドック検診の管理
  - ア 年齢50歳に到達した運転者の受診
  - イ 一定年齢以上の高速道路走行業務従事者運転者の受診
  - ウ 長期的な視点による検診計画の策定と確実な受診

### (2) 過労防止

- ① 労働時間等の改善のための基準の遵守

- ② 営業担当員の十分な確保
- (3) 乗務制限の徹底
  - ① 運行管理者等による運転者に対するケース別指導プログラムの遵守
  - ② 高速バス従事者の乗務可否判断の厳格化
- (4) 添乗
  - ① 運行管理者および指導営業担当員による個別指名添乗の充実
  - ② 本社員および運行管理者・補助者によるモバイル添乗結果のリアルタイムフィードバックによる指導教育の強化
  - ③ モニター添乗員による添乗の実施
- (5) お客様に対する事故防止の働きかけ
  - ① 車内安全案内係員の配置による車内事故防止協力の声掛け
  - ② 駅頭でのお客様への車内事故防止協力の声掛け
  - ③ 自転車利用者へのチラシ等の配布による事故防止の呼びかけ
  - ④ 高齢者を対象とした安全教室の開催
  - ⑤ 乗り方教室による若年層への安全教育
  - ⑥ 駅頭での街頭立会いによる事故防止の取り組み



車内安全案内係員による  
事故防止活動の声かけ



高齢者交通安全教室の開催

## VI. 輸送の安全に関する費用の支出および投資額

### (1) 2015年度 投資実績

バスロケーションシステム、ドライブレコーダー、車両の安全強化設備等の導入  
に要した金額は 57,487千円

### (2) 2015年度 費用実績

研修、教育および事故防止対策に要した金額は 49,338千円

## VII. 事故、災害等に関する報告連絡体制

### (1) 事故、災害等に関する報告連絡体制

事故、災害等に関する報告連絡体制については、別掲のとおりです。  
(資料-2)

### (2) 重大事故への対応

重大事故、災害等発生時の組織体制については、別掲のとおりです。  
(資料-3)

## VIII. 安全管理規程

安全管理規程については、別掲のとおりです。(資料-4)

IX. 安全統括管理者に関する情報

安全統括管理者 取締役社長 宮坂 周治

X. 輸送の安全に関する教育および研修の実施状況

2015年度の教育および研修の実施状況については、別掲のとおりです。

(資料-5)

2016年度の教育および研修については、輸送の安全に関する計画の記載のとおり実施します。



観光バス従事者研修

貸切バス事業者安全性評価認定制度



定期研修(高齢者疑似体験)

XI. 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた処置内容

2015年11月4日～11月26日(延べ 8日間)、経営トップ、安全統括管理者、および経営管理部門、並びに現業部門、整備部門を対象に内部監査を実施いたしました。

その結果、一部の事業所での不適合、改善推奨事項に対し、是正/改善処置要求書を発行いたしました。

その後、2016年3月10日までのフォローアップ確認を実施した結果、適正な是正処置および改善処置が講じられており、各部門とも「輸送の安全性の向上」を更に図るべく、運輸安全マネジメント態勢の継続的改善に全力で取り組んでいることを確認しました。

以上